

指定管理者候補者選定の審査方針

1 趣旨

公の施設の指定管理者として指定しようとする者（以下、「指定管理者候補者」という。）を選定する場合において、その適正化を図るため、運用上の基本的な事項を定めます。

2 選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、附属機関である厚木市指定管理者選定評価委員会において、選定を行うものとします。

なお、申請者が提出した事業計画書等を審査するに当たり、審査手順等を次のとおり設定します。

(1) 公募による指定管理者候補者の選定

ア 資格の確認

募集要項の応募資格で示した事項に一つでも該当した場合、失格となります。失格となった申請者の提出書類は、審査しません。資格の確認は、施設所管課が行います。

イ 書類審査

申請者が提出した事業計画書等について、採点します。（書類審査の詳細については、別紙1を参照。）

ウ ヒアリング審査

申請者が多数の場合、書類審査により、上位3者程度に絞り込み、ヒアリング審査を実施します。事業計画に関するヒアリングを行い、採点します。（ヒアリング審査の詳細については、別紙2を参照。）

エ 指定管理者候補者の選定

書類審査及びヒアリング審査により、得点の最も高い者を指定管理者候補者として選定します。選定に当たっては、2番目に高い者を次点者として選定します。（指定管理者候補者選定の詳細については、別紙3を参照。）

(2) 非公募による指定管理者候補者の選定

申請者が提出した事業計画書等について書類審査を行います。（書類審査の詳細については、別紙1を参照。）

3 通知及び公表

指定管理者候補者の選定結果については、選定後、遅滞なく申請者に通知します。
また、市のホームページ等において公表します。

書類審査について

別紙1

1 書類審査の配点 100点

2 書類審査方法

- (1) 事業計画書、財務諸表、収支予算等を採点するため、次のとおり審査項目を定める。
- (2) 応募時に提出された事業計画書等の内容を審査項目に基づき採点する。

3 指定管理者候補者選定（書類審査）の評価ポイント

審査項目 【配点（基準点）】	評価の内容
1 組織経営の安定性 【15点（9点）】	・団体の資金力が十分で、経営状況が安定している。 ・団体の規模に比較して多額の借入金等はない。 ・過去に施設管理、事業の実施等同様な業務に関する実績がある。
2 施設の適正な管理運営の基本的な理念 【10点（6点）】	・公の施設としての設置目的をよく理解し、特徴に合致した管理運営方針となっている。 ・利用の公平性が確保されている。 ・施設管理に対する意欲や熱意が十分にある。
3 関係法令や条例等の遵守に係る体制の整備、環境方針へ配慮の考え方 【10点（6点）】	・関係法令の遵守体制の整備、個人情報保護の徹底、環境方針へ配慮した取組について提案がなされている。
4 保安・警備計画 【10点（6点）】	・防災、警備、事故防止策の内容が適切に示されている。従事者への研修、業務遂行の確認方法について、具体的に示されている。 ・利用者の安全を確保することのできる計画である。 ・現金、書類等の管理方法が適切である。 ・緊急時に迅速な対応ができる組織体制が整備されている。 ・その他、優れた提案がなされている。
5 維持管理業務の基本的な考え方 【10点（6点）】	・保守点検等の頻度、内容、体制が適切に示されている。 ・再委託に当たり、市内事業者の活用が計画されている。 ・その他、優れた提案がなされている。
6 業務水準の維持、向上方策 【15点（9点）】	・業務水準の維持、向上について、従業員の配置、研修等具体的な方策が示されている。 ・苦情・要望等に対する連絡体制、対応方法が明確である。 ・利用者が戸惑うことなく利用できるよう配慮がされている。 ・専門的な資格、技術等を有する人材を有している。 ・その他、優れた提案がなされている。
7 管理経費 【20点（12点）】	・提案された管理内容の実施に当たり、効率的で妥当な管理経費を算定している。 ・利用料金が、適切に設定されている。
8 実施事業計画 【10点（6点）】	・施設の特色に応じた優れた提案がなされている。 ・利用者の利便性及び満足度の向上につながる提案になっている。 ・実現性を裏付ける根拠が示されている。 ・その他、優れた提案がなされている。
配点合計 【100点（60点）】	

※ 配点における基準点は、業務基準を満たしていると認められるレベルを示している。

ヒアリング審査について

別紙2

1 ヒアリング審査の配点 50点

2 ヒアリング審査方法

- (1) 事業計画書の内容を確認するため、次のとおり審査項目を定める。
- (2) ヒアリングの内容を審査（ヒアリング）項目に基づき採点する。
- (3) 各項目の共通質問事項は、あらかじめヒアリング審査を実施する申請者に提示し、その他の補足質問は、各委員から当日行う。

3 指定管理者候補者選定（ヒアリング審査）評価ポイント

審査（ヒアリング）項目 【配点（基準点）】	共通質問事項
1 施設の適正な管理・運営の基本的な理念 【10点（6点）】	・当該施設にふさわしい管理とは。 ・貴団体が管理するメリットは。
2 保安・警備計画 【10点（6点）】	・当該施設の危険をどう把握しているか。 ・安全のための具体的取り組みは。
3 実施事業計画 【10点（6点）】	・どのような観点で取り組む予定か。 ・工夫した点は何か。
4 業務水準の維持、向上方策 【10点（6点）】	・人材確保及び人材育成の考え方は。
5 維持管理業務の基本的考え方 【10点（6点）】	・どのような点に留意しているか。
配点合計 【50点（30点）】	

※ 配点における基準点は、業務基準を満たしていると認められるレベルを示している。

指定管理者候補者の選定について

別紙3

1 指定管理者候補者の選定方法

各委員の書類審査及びヒアリング審査の採点の合計点により、得点の最も高い者を指定管理者候補者として、2番目に高い者を次点者として選定します。

